

奈良県立大学
教育用パソコンシステム及び機器等一式の借り入れ

仕 様 書

平成 2 8 年 2 月

公立大学法人奈良県立大学

公立大学法人奈良県立大学教育用パソコンシステム及び機器等一式の
借入れに関わる仕様について

1 事業名

公立大学法人奈良県立大学教育用パソコンシステム一式の借入れ

2 調達機器

サーバ機一式（1台）

パソコン機器一式（61台）

周辺機器一式

3 整備する場所

〒630-8258

奈良市船橋町10

公立大学法人奈良県立大学

4 設置要件及びシステム全体の関連事項

A システム導入に関しては、以下の要件を満たすこと。

- (1) 搬入、据付、配線及びこれに関する工事を含むこと。
- (2) 全システムに関し、平成28年4月1日から安定稼働可能であること。
- (3) 全システムは、電磁波、電氣的、機械的に人体に危険のない構造であること。
- (4) 保守・運用性に優れた構成であること。

B 設置要件に関しては、以下の要件を満たすこと。

- (1) 導入システムは、各部屋の耐面積荷重の条件内で設置すること。
- (2) 機器の仮設・本設置に関する電源等の工事諸経費用等についても受託者の負担とすること。
- (3) 受託者は、コンピュータ及びネットワークに係る配置計画を提示し、大学の承認を得ること。
- (4) ネットワークについて
 - ・サーバは学校の指定場所に設置すること。
 - ・教室内LAN配線についてはメンテナンスのしやすい構成を検討すること。なお、各パソコンからのLANケーブルを教員専用機（1台）へ集約させる配線方式を想定している。
 - ・既存の学内ネットワークと接続すること。
 - ・大学所有のウイルス対策用ソフトを導入し、5年間サポートすること。

C 情報提供に関しては、以下の要件を満たすこと。

- ・導入したシステムと運用に対する情報の提供を行い、このための支援体制を有すること。

D 既存システム等との連携に関しては、以下の要件を満たすこと。

- ・既存システムについては、大学が準備するものを除き、受託者の責任において、調査を行うこと。

E 著作権、特許権に関する責任

- ・本仕様を実現するにあたって、著作権、特許権等に関する第三者からの異議については、すべて受託者の責任において処理すること。

F その他

- (1) 納入機器の修理保守等に対応できるサービス拠点を奈良県内に有し、障害への迅速な対応ができること。
- (2) 上記以外については、別途対応を大学と協議すること。

5 整備方法

リース契約（５年）保守契約含む。

6 保守

(1) 保守の範囲

- ・整備導入するハードウェア及びソフトウェア一式にかかること。
- ・本館にあるインターネットサーバおよびインターネットへの接続設定を含む。
- ・保守の期間は、リース契約期間とする。

(2) 保守の対応

- ・調整または修理の必要が生じた場合には、速やかな対応を原則とし、４時間以内に対応し、処置を行うこと。回復措置に時間がかかる場合、翌日の授業に影響を及ぼさない様、大学と協議のうえ復旧すること。
- ・午前９時から午後６時までの間において対応をすること。（土・日・祝日を除く月曜日から金曜日まで）

(3) 保守の内容

- ・通常使用で発生する、故障部品の交換、障害発生に対する修理及び調整は無償とする。
- ・整備時におけるソフトウェアのインストール及び設定。ソフトウェアバージョンアップ時のインストール及び設定。（ただしバージョンアップ代金は含まない。又インストールや設定が極めて困難でシステム運用に支障を来す場合を除く。）
- ・整備時及びソフトウェア会社が配布する修正プログラムやサービスパック等のインストールと設定。
- ・当該機器におけるネットワーク接続設定に係る障害についても、本件契約の保守対象とする。
- ・月に１回定期点検保守を行い、保守報告書を提出すること。訪問日程については大学と協議すること。
- ・定期点検保守に関しては、既存の保守業者と調整を行い実施すること。

7 その他の必要事項

- ・本館のインターネットサーバとの連携を取るための設定を、本学情報担当者及びシステム整備事業者と協議し設定すること。
(受託者の責任で、新規導入システム及び連携のために拡張する既存システムすべての安定動作を保証すること。)
- ・Active Directoryサーバ入れ替えにともない、４号館コンピュータールームのパソコン２９台の設定変更を行うこと。設定変更の内容については保守担当業者と協議すること。
- ・各構成装置の取扱説明書及びシステムの取扱説明書を納入すること。
- ・周辺機器等を動作させるのに必要なソフトウェア及び、接続に必要な部品や、設置にかかわる部品を準備すること。
- ・導入後、ネットワーク管理及びシステム管理に関する操作指導を行う事。
- ・納入するシステムについては、製品本体・マニュアルともに日本語版に限定する。

8 システム概要

- ・別紙「３号館機器仕様一覧」を参照

9 その他補足説明

(1) サーバ関連

- ・別紙「3号館機器仕様一覧」指定の機器等を導入すること。ただし、同等の機能を持ち、安定的に稼働する機器等であれば、同等品も可とする。
- ・サーバについては信頼性を重視し、メーカーが定めるサーバ専用機とする。
- ・リース期間中の障害時には、メーカーの出張修理が可能なこと。
- ・既存サーバにあるデータを新規サーバへ移行すること。移行するデータについては大学側と協議すること。
- ・グループポリシーなどのクライアント管理については十分配慮すること。
- ・既設の環境については受託者の責任において調査を行うこと。
- ・本件で導入するサーバは、4号館で使用しているパソコンも利用するため、4号館パソコンルームの設定・調整を行うこと。
- ・3号館に導入するサーバでFerec（無線システム）が動作するように調整すること。また、無線システムの設定変更が必要な場合は、導入業者と調整すること。
- ・今後、ネットワーク拡張によりサーバに追加作業が必要になった場合はその都度対応すること。

(2) クライアントPC

- ・別紙「3号館機器仕様一覧」指定の機器等を導入すること。ただし、同等の機能を持ち、安定的に稼働する機器等であれば、同等品も可とする。
- ・機器、OSに関しては、安定的に稼働する最新のモデル及びバージョンであること。OSに関しては、Windows8以上とし、導入時に大学と協議すること。
- ・導入時に最新のパッチを適用すること。
- ・Webサイトを閲覧する際は既設のインターネットコンテンツフィルタが適応されるように設定にすること。
- ・IEのバージョンは最新のものとすること。
- ・再起動すると常に同じ状態になるように環境復元ソフトを設定すること。
- ・アプリケーションソフトで自動更新機能がある場合は、復元されても更新要求などのポップアップ画面等がでないように設定すること。但し、ウイルス対策ソフトのパターンファイルは最新になるように設定すること。
- ・クライアントアプリケーションソフトをインストールすること。
- ・クライアントPCのハードディスクにバックアップ領域を作成し、設定完了後のディスクイメージを各PCに保管すること。
- ・機器の設置は美観にも注意し、ケーブル配線が極力露出しないようにすること。
- ・PC名や番号が分かりやすいように設計し、PCにラベルを貼ること。

(3) プリンタ/周辺機器関連

- ・別紙「3号館機器仕様一覧」指定の機器等を導入すること。ただし、同等の機能を持ち、安定的に稼働する機器等であれば、同等品も可とする。
- ・各列のPCで近くのプリンタが通常使うプリンタになるように設定すること。
- ・障害時にはメーカーの出張修理がリース期間可能なこと。
- ・継続利用する周辺機器が入れ替え後も利用できるように設定・確認を行うこと。

(4) ネットワーク機器

- ・別紙「3号館機器仕様一覧」指定の機器等を導入すること。ただし、同等の機能を持ち、安定的に稼働する機器等であれば、同等品も可とする。
- ・使用するLANケーブルは、エンハンスドカテゴリー5以上であること。
- ・ケーブル敷設は美観を考慮し、極力露出をさけること。
- ・既設LANとの接続も行うこと。
- ・既存の配線を利用する場合は通信試験を行い、結果を提出すること。

(5) 授業支援システム

- ・別紙「3号館機器仕様一覧」指定のソフトを導入すること。
- ・今回の導入に伴い、4号館パソコンルームにおいても授業支援システムの入れ替えが必要となるため、ドメインの再参加、ウイルス対策等の調整を行うこと。
- ・基本操作方法、オプションソフトの操作研修を行うこと。
- ・基本操作方法がわかる簡易マニュアルを作成し、提出すること。
- ・個人ユーザー・個人フォルダーを作成すること。（詳細な設定については本学担当者と打ち合わせを行うこと）
- ・中間ディスプレイに教員用メイン画面、サブ画面、教材提示装置、ブルーレイ/DVDレコーダーの画面が提示できること。音声出力については既存環境を利用できるように調整・確認すること。
- ・教員用PCより環境復元の保護、解除が一括で操作可能なように設定すること。

(6) ソフトウェア

- ・別紙「3号館機器仕様一覧」指定のソフトウェアを導入すること。ただし、同等の機能を持ち、安定的に稼働するソフトウェアであれば、同等品も可とする。
- ・ウイルス対策ソフトについては、大学が購入したものを今回導入する機器に適用させること。また、必要に応じて更新等を行うこと。
- ・最新バージョンであること。
- ・教育サイトライセンス契約方式も可とする。
- ・学生が常に同じ環境で利用できるように初期設定などを配慮すること。

(7) 什器

- ・既存の什器を利用すること。そのため、納入する機器のサイズも考慮すること。
- ・既存の什器の配置については大学と協議すること。

(8) その他

- ・年に数回停電が発生するので、対応に関して大学の相談に応じること。
- ・建物の工事、建替えが発生する可能性があるため、その際は大学の相談に応じること。
- ・入替えに伴い、大学が指定する機器については廃棄すること。
- ・今回の入替えに際して、入替え前と後で操作環境に差異がないようにすること。
- ・保守内容に、新年度のユーザー登録作業及び年数回のユーザー登録作業も含むこと。
- ・納品完了後、完成図書を提出すること。
- ・契約期間満了後、受託者は公立大学法人奈良県立大学教育用パソコンシステム及び機器等一式を撤去するものとする。その際、データを復元できないよう受託者の負担で完全に消去するものとする。
- ・導入する機器等は次の基準の内、いずれかひとつに適合している製品であること。
 - ① 国際エネルギースタープログラム
 - ② グリーン購入法
 - ③ エコマーク

以上